

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の 保護に関する法律案に対する修正案要綱

## 第一 技能実習計画について

- 一 技能実習生の待遇に係る計画記載事項の明記（第8条第2項第9号関係）  
技能実習生の待遇の内容として、報酬、労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費を明記すること。
- 二 技能実習生に対する報酬に係る計画認定基準の明記（第9条第9号関係）  
技能実習生に対する報酬の基準として、技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを明記すること。

## 第二 外国人技能実習機構の業務について

- ・ 技能実習生が技能実習を行うことが困難となった場合に係る業務の明記  
（第87条第3号関係）  
外国人技能実習機構の業務として、技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務を明記すること。

## 第三 施行期日等について

- 一 施行期日に係る修正（附則第1条関係）  
施行期日を「平成28年3月31日までの間において政令で定める日」から「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」に改めること。
- 二 その他  
その他所要の規定の整理を行うこと。